

平成25年度第2回福岡市地域包括支援センター運営協議会議事録

【要旨】

- 1 開催日時 平成25年10月25日（金）15時00分から16時30分
- 2 開催場所 福岡市交通局4階 第1・第2会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議次第

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 開会2 報告事項<ol style="list-style-type: none">(1) 地域包括支援センターの圏域等の見直しについて(2) 委託法人の公募について(3) 選定委員会の設置について(4) 今後のスケジュールについて(5) 地域包括支援センターの移転について3 閉会 |
|---|

5 会議経過

報告事項 (1) 地域包括支援センターの圏域等の見直しについて

事務局	地域包括支援センターの圏域等の見直しについて説明
委員	支所の設置というところで、2か所の圏域について支所を設置するということであるが、現在も「玄洋・北崎」地区に支所があると思うが、その運営の仕方を踏襲するという趣旨で理解してよいのか。
事務局	現在北崎にある西第5の支所については、1人が午前中は支所において相談を受け午後からは地域に入らせていただくということで、老人クラブに行ったり、家庭訪問をしたりという運用を行っている。また、地域を訪問する際にも、電話を持っているので、連絡が入ってもそこで対応している。 次回の委託の場合も支所の運営を考えているが、運営につきましては法人と協議して決定する。
委員	要するに支所は特定の場所に設置するというのと、対応する人はだいたい同じ人になるのか。
事務局	基本的には、お1人の方に対応していただいた方が地域との関係も付きやすいと思うが、圏域のセンターの中の状況や急な休みの場合もあるので、その時はそこを埋めてもらうような形で対応している。
委員	地域包括支援センターの配置職員について、前回の会議においても、なかなか職員の確保が大変難しいという話があった。基本的にはセンターが増えて、より住民の方が近くに相談に行けるということは大変素晴らしいことだが、やはり職員の確保が大きな問題となる。その中で、1圏域あたりの高齢者数が6,000人を超える場合に増員する職員については、常勤換算でもよいという新たな要素も検討していただいているのはありがたいと思っている。それでも、なかなか難しい面もあるので、いろいろな場面で、例えば急にお辞めになる時があるなど、実際の運用上ではいろいろ相談することもあるので、その時はぜひともよろしくお願ひしたい。あとこの対応は、4人目でも5人目でも同じ対応でよいのか。
事務局	3人配置を基本としているため、4人目以降の配置の際は、働きやすい形態を選んでいただきたい。
委員	今までは高齢者数は右上がり増加していたが、次の3年、それから6年後はどう考えているのか。今回の圏域は中学校区1つで成り立っているため、そう圏域の見直しはないと思うが、今後の見通しがあれば教えてほしい。
事務局	現時点で即答はできないが、27年度から57センターでスタートし、地域での連携が取れるようになるまでにしばらく時間がかかる。21年度に39センターになった時も、地域との連携や関係機関との連携などを踏まえ、経過を見て対応した経緯もあることから、今回もしばらく様子を見た上で検討していきたい。 なお、今回のセンター設置の基本は中学校区としているが、その原則に則らない校区が13か所ある。この13か所はあくまでも現時点での26年度推計人

	口でいくと、高齢者人口が 3,000 人に満たないため、隣接する校区と合わせて 1つの圏域としているが、今後この 13 校区の高齢者人口が 3,000 人を超えた段階で、すぐにとはいかないが、独立したセンターを設置するというところも検討していきたい。
委員	以前からこの会議で、設置数を増やすことも必要だが、1か所の職員の配置を充実する方が重要ではないかと一貫して言われてきたかと思うが、それは今回の見直しにどのように反映されているか。
事務局	確かに1か所に人をたくさんつけて、職員のスキルアップも含めて設置数よりも人員配置をとというご意見もあったが、やはり地域の皆様の身近なところで相談を受けていくことを考えたときに、1つの圏域の受け持つ小学校区数が多いため、地域の役員との連携が十分できていない状況もあることから、今回 57 か所にするすることで、身近なところで相談を受けられるようになり、センターが受け持つ小学校区数が少なくなることで、地域の役員の皆様の連携も図れる。 また、職員のスキルアップにつきましては、今後研修等も含めて検討していく。
委員	最大の問題は人だと思う。非常勤の複数配置というのは、人数に制限はないのか。極端な例だが、15人とかでもよいのか。上限がないとそういうこともありうる。勤務している人は女性が多く、産休や育休を取得する人もたくさんいる中でこのように細分化されると、かえって人の確保が難しくなる。非常勤の複数配置を認めるとなると、本当に極端な例だが、3人のところを15人くらい配置することになるかもしれない。逆にそれは本当に住民のためになるのか。職員のレベル、質が落ちることも懸念される。その対策として、例えば、人員に関しては、行政の方も積極的に探したり、育成を行い、行政でプールした人材を派遣する方法を考えたりと、介護系の職員育成について行政で何かする予定はないのか。 委託だからそちらで見つけてくださいと言われても難しく、行政がそこをフォローすると、今後質を保ちながらできるのではないのか。
委員	産休、育休については、地域包括支援センターだけではなく、女性がたくさんいる職場では恒常的にあること。非常勤の複数配置の件については、もう少し考えた方がよい。人材が少ない中で難しくなるかもしれない。
委員	57 か所になるということで、人の配置を含めると、この 57 という数字は本当に妥当な数なのか。本当にここまで上げていいのか。
事務局	地域包括ケアを進めていく上では、国も中学校区程度と言っているが、ある程度の時間内でサービスが受けられるようにというイメージの中で、57 か所でよりサービスが提供できるようなシステムを作っていきたい。
委員	人材確保が大変だが、常勤ではなく非常勤で時間短縮ができる人を何人か入れるということは現実的な対応である。それだったら働けるという方もいる。ある程度の質、業務内容の質を担保するには、行政が非常勤で働く人の研修

	<p>を実施するなど、その人たちが働きやすい条件を整備する必要がある。産休や育休には、カバーできる人を登録しておくなど、行政が一定人数を確保しておかないと対応することはきっと難しい。しかしながら、住民サービスは待ったなしで対応する必要があるので、これらに対応できるシステムを早急に作らないといけないのではと思う。</p> <p>人材を確保する際には、福岡市は通勤圏が広いので、他の事業と連携してやることもよいのではないかと。</p>
委員	<p>たくさんの人が入ると、スキルというか質は落ちる。逆にかえってそれがクレームになることもある。ちょっと経験があるだけで自信がない人を単位制ではないが、単位を取ったらセンターに紹介するなどの仕組みを考えたらどうか。</p>
委員	<p>職員の確保や育成については、委託を受けた法人がしっかり運営をできるということで受けているわけだから、受けた法人が努力することが基本だと思う。</p> <p>本来地域包括ケアを進めていくためには、直営でやるべきだと思う。公正性・中立性が特に地域包括支援センターでは求められているので、委託の場合、そのあたりがどうなのか。</p> <p>今後、福岡市としては委託で行くという方針を決め、こうやって次も公募するといくことであれば、委託先については選定委員会の中でちゃんと議論して欲しい。</p>
委員	<p>57か所の人材の確保というところで何か知恵を絞らなければいけないという大方の意見である。そこをどのようにしていくのか、委託されているのだから、委託先の法人が第一義的な責任はそこが持つべきだが、それだけに任せていてよいのか。そこが今課題になっている。</p>
事務局	<p>21年度に28か所から39か所になった時も、職員のスキルを上げていくということで、研修をかなり計画し、その後も各法人に研修をお願いしたところである。今回もまた57か所に増やすことで、そういった研修体制は市が考えていかなければと思っているが、センターに配置される前の研修は検討していないため、今後ご意見をいただきながら検討する。</p>
委員	<p>北崎に支所を設置するとあるが、今の支所をそのまま使うことになるのか。</p>
事務局	<p>おそらくそうなるかと思うが、委託先の法人と協議をして決めていきたい。</p>
委員	<p>1つの事務所に3人とか4人という形ではなく、そこにフォローに行ける人たちをプールしておいて、統括する事務所を1か所作ることは可能なのか。</p> <p>利用する側としても、ころころと担当者が代わることで地域包括支援センターへの信用が無くなっていくだろうし、行っても行ってもその担当者がいないということもありうるので、できればしっかりとした事務所が1つあって、そこをフォローするところを設置する経費までも出してもらえれば、委託先の人たちも、人員の確保のことやいろいろなことも少しできるのではないのかなと思う。</p>

事務局	21年度に28か所から39か所になった時は、訪問していた方々については、それぞれが申し送りをしてご本人に迷惑がかからない形で引き継ぎを行った。今回についても、前回より少し引き継ぎ時間を長く取っているため、しっかりとフォローしていく。担当がころころ代わるということが絶対にならないよう、圏域が変わってどうしても担当していただく方が代わることもあるが、その時にもフォローがしっかりとできるように対応する。
委員	今の事務所を移転することもあるのか。
事務局	今回の圏域の中には、現在の事務所が複数あるところがあり、そこは移転をする必要がある。
委員	現在の支所は、農協の建物の横にあるとのことだが、公共の建物がある敷地の中に事務所があれば、住民にとって行きやすいというか、わかりやすい。他の方法で支所を運営することはできないのか。57か所に3人ずつ配置するのではなく、例えば公民館だったり、農協だったり、区役所の出張所だったりの敷地の中に1人とか2人を配置するやり方ではだめなのか。やっぱり、何千人に対しての1か所設置するという方法が住民にとっていいと考えるのか。
事務局	基本的に3人の職種が連携を取りながらやっていくというのが一番効率的。社会福祉士であれば権利擁護関係、保健師であれば介護予防マネジメント、主任ケアマネジャーであれば包括的・継続的ケアマネジメント支援ということで、3人それぞれ専門的役割があり、3人の専門職が連携して仕事をやっていくという姿勢を基本としている。
委員	訪問に来るのは常に1人で、その方が社会福祉士であったり、保健師だったりする。訪問する際に、この人は社会福祉士が行った方がよいと思って訪問されるが、結局はそこで判断できないから持ち帰ることになる。持ち帰る場所が、例えばその支所の方であればセンターであるわけで、その支所のところに戻るわけではなく、センターに戻るのであれば、57か所に拡大せずに、支所にいる人が地域密着の形でいらっしゃって、大元のところというか拠り所のところがもっと違うところに大人数で、社会福祉士が1人、保健師が1人という対応ではなく、そこに2～3人いることが細やかな対応という気がする。
委員	人間は多い方がいい。いろいろな出来事を見るのに違う職種が3人で見た方がいい。厚労省がなぜ3人にしたかという、同じ人を見るのでも、3人で見ると立場が違うので焦点を当てるところも違う。これは医療的な面を重視した方がいい、これは予防を重視してやらなければいけないなど、3人とも見方が違うので、3人で対応していくということが基本だと思う。誰かが1人だけで責任を負っているというのではなく、本当は3人で負担しており、ただ市民としては訪問する人が1人というだけのことである。
委員	設置か所を増やさなくても、現在のセンターがもっと大きな状態になれば、1つ1つの支所がもっと細やかに、中学校区ではなく小学校区くらいの細や

	<p>かさでもやれるのではないか。それだけ大きな拠り所があれば、よりスムーズにいくような気がする。6,000 人だから1か所, 何千人だから1か所と言っても, 人が人を見ていくことになるので, 細やかさはたとえ1人の支所であっても, 拠り所がしっかりさえしていれば, 十分にやっていける。</p>
委員	<p>それは運用方法で解決できる。57か所であろうが, 支所であろうが, どのように運用するかをしっかりと検討すればいい。57か所で3人のところを増やすとか, 1つの圏域の中にたくさんの校区があれば, 相談できる場所を増やすなどの対応をすればよいのではと思う。57か所すべてが同じ機能ではなく, 配置人数が多いところがいくつかのセンターの困難事例を相談できるような機能を作っておくことも一つの方法としてある。57か所というのを支所化して100か所作るというのも, 結局は運用方法をどうするかで解決できる。センターが中学校区に1か所あるということは住民の一つの拠り所にはなると思う。</p>
委員	<p>3人は基本だが, 対応するのは1人なので, それをスーパーバイスするようなどころがあった方がいいのだらうなどと思う。それぞれの地域包括支援センターが力量を持っているかというところはちょっと疑問な部分もあるかと思うので, 少し経験があつて力量があるところに相談できる機能として作っておいた方がいい。</p>
事務局	<p>57か所にすることで地域の方にすれば, 相談に行こうと思っただけでいいことが大切である。やはり経験年数とか短い方もたくさん採用される中で, 問題を問題と捉えることができない方もいらつしやると聞いている。本市としては, 3職種を基本に考えるとともに, スーパーバイザーとしては, 区の地域保健福祉課が対応していく。地域保健課は地域包括支援センターを支援する立場であるので, 処遇困難事例について, 月1回検討会を開催しており, そういう連携を取っていく中で, 支援体制を整えていきたいと考えている。</p>
委員	<p>委託事業費だが, 現行の額と設置か所数を増やすことでの増額される額ほどのくらいを見込んでいるのか。</p>
事務局	<p>1センターに対して約2,000万円になるので, 2,000万円×18か所が増額する額になる。</p>
委員	<p>1センターあたりの委託料は現行通りということか。</p>
事務局	<p>そうである。ただし, 1センターあたりの高齢者人口が6,000人を超える場合に増員配置する職員分については, 追加で人件費を支払う。</p>
委員	<p>今後いろいろな形で運営に注文が付くこともあるため, それを請け負う団体にとっては, それに見合う金額なのか。少なくとも今の段階では現行通りの金額で委託料を積算してあるとのことですね。</p>

報告事項 (2) 委託法人の公募について

事務局	委託法人の公募について説明
委員	委託法人の要件であるが、NPOであれば本当にOKなのか。株式会社はダメなのか。介護保険がスタートして民間が入ることによっていろいろなことができるようになってきており、株式会社を排除することはどうかと思う。 法律の条文の中にも、その他市町村が認めるものとあり、これで株式会社を認めてはどうか。
委員	こういうところに民間が入ってくることはそぐわない。結局利益を追求しなければならなくなると、2,000万円の中で収支があるわけで、あとはどう削るかである。サービス内容や働く人の経費を減らせば利益は上がる。そのようなやり方を持ち込まれるのはどうかと思うので、現状のままの方がよい。
委員	委託している段階で、公平性・中立性がなくなっている。公平性・中立性とは何かと言えば、それは行政が中心でやっていくことであって、直営であればOKである。予防から介護になったときに、どこの居宅に紹介したかなどの一覧は全く出ていない状況ですし、今の委託されている法人がそこを公正・中立にちゃんとやっているのかも追求しなければならないと思っている。株式会社を入れてほしいと言っているわけではなく、NPO法人も公平、中立という観点からは疑問があるということ。
委員	おそらく会計とかお金の動きについて、公益とかNPOに対して厳しいから、この場でオープンにならなくても、財産を会社として蓄えてくということになると、没収という形も公益法人で言われている。営利というのは、営業利益を出していかなければならない組織だと思っているので、そういうところが入ってくるのはいかがなものかなという気がする。
委員	NPOと名前が付いていてもいろいろな団体があると思うので、選定委員会の中で判断されればよい。
委員	そういう意味では株式会社が入っても同じではと思う。確かにいろいろな目的は違うのかもしれないが、一般社団、一般財団、もともとあるところは別だが、起業する場合法人格が取りやすいということでどんどん出されている。一般社団になると、それこそNPOより取りやすいからと一般社団で起業しているところもある。要は中身の問題であるので、株式会社であってもちゃんとやっているところもあるし、株式会社だから民間だからというところでは判断できない。公募の際の審査をしっかりとっていく。事業内容をしっかりと精査していく。これをしっかりとできる選定委員会であればよいと思う。
委員	北九州市はやっていますよね。
事務局	北九州市は直営である。直営で、人材についてはいろいろなところからの派遣と聞いている。
委員	NPO法人については、まだまだ発展途上の団体である。すごく信頼のできる法人もありますけれど、そうでない法人もあるというのが現状だろう。これは、選定の時にふるいにかけるというほかはないのでは。

委員	今回の委託法人の資格要件に、株式会社は入れないということによろしいですか。→全員了承。
委員	57か所に増やすときに応募する団体が足りないということは考えられるか。
事務局	前回は9法人応募がっており、今回もそれなりの応募があると考えている。

報告事項 (3) 選定委員会の設置について

事務局	(3) 選定委員会の設置について説明
会長	<p>選定委員会の委員については、選定委員会設置要綱第3条により5人以内となっているため、5人を選定したいと思う。</p> <p>まず、同要綱第5条第2項により、運営協議会の会長と副会長がそれぞれ委員長と副委員長になると規定されているため、私と鬼崎副会長が委員長、副委員長を、それぞれ引き受けさせていただき、残り3名を選出する。</p> <p>委員については、運営協議会設置要綱第8条第2項の規定により、会長が指名することとなっており、検討結果をご報告させてもらう。</p> <p>まず、1人目だが、広い見地からいろいろなことに精通されている方がよいのではということで、「西日本新聞社の上別府（かみべっふ）委員」をお願いしたいと思うが、「上別府委員」よろしいか。→上別府委員了承。</p> <p>次に、財務会計に精通しておられる方が必要だと思う。法人の経営状況も重要な視点となるので、法人会計に精通しておられる公認会計士の方1名に委員として参加いただきたい。人選については、日本公認会計士協会北部九州会と協議の上、どなたかを推薦していただき、決定したいと思うが、よろしいか。→全員了承。</p> <p>最後に、57か所にセンターが増えると質の確保が非常に重要になってくるし、法人に委託することになるが、委託すれば行政の責任がなくなるというわけではなく、センターの設置者でもある福岡市にしっかりと指導・監督していただく必要があるため、福岡市からも1名委員として参加していただきたい。これについても、ご了解いただけるか。→全員了承。</p> <p>なお、選定委員会については、審議内容が委託法人の選定に関することになるため、会議を公開することにより著しい支障が生じると認められることから、当委員会については、福岡市情報公開条例第38条の規定に基づき、非公開としてよろしいか。→全員了承。</p> <p>それでは、選定委員会については非公開とします。</p>

報告事項 (4) 今後のスケジュールについて

事務局	(4) 今後のスケジュールについて説明
委員	57か所になると今委託している法人以外が受託することもあるのか。
事務局	当然ありうる。

委員	今日いろいろ出た意見は、公募説明会に反映されてしかるべきだが、いかがか。
事務局	今日のいただいた、人材育成や研修などのご意見については、検討し、公募説明会の中で説明した方がよいものについては、説明したい。

報告事項 (5)地域包括支援センターの移転について

事務局	(5)地域包括支援センターの移転について説明
委員	移転後に相談件数の変化はあるか。概念的には移転することで便利になることはわかるが、数値的にはどうか。
事務局	今資料がないため、後日回答する。

その他

委員	行政との連携の関係で、今年9月4日の社会保障審議会介護保険部会の資料の中で、地域包括支援センターが抱える課題ということで、例えば行政との連携で、「何でもセンター任せの風潮が強く、行政の協力が弱い」とか「本来はあるべき行政のバックアップがないので解決しがたい問題が増えたり、どのように動いてよいかわからないことが多くある」とか「業務内容でセンターと行政の役割分担が不明確」などが挙げられている。また、相談件数の増加では「認知症や虐待のケースなど専門的な知識や技術が必要なことが増えてきている」などいろいろあるので、引き続きよろしくお願ひしたい。
委員	BPSD の件についてニュースで報道があった。7月にガイドラインの通知が出ていると思うがなかなか周知が進んでいない。例えば、報道の中では、かかりつけ医を代えたい時は地域包括支援センターに行ってくださいと言っていた。相談があったときは地域包括支援センターを案内してよいのか。
委員	福岡市の場合は認知症の相談医を設けており、地域包括支援センターには相談医のリストがあるので紹介できる。最初の相談の入り口で地域包括支援センターを案内してもらってよい。 地域包括支援センターの数などは、他の都市ではどうなっているのか。自治体によって異なるのか。
事務局	地域包括支援センターの設置は自治体によって異なる。中学校区単位で設置しているのは、横浜市、神戸市、広島市である。ほかにはサブセンター的なところを設置したり、直営でやっているところもあり、自治体によってそれぞれである。それぞれの自治体で住民にとって身近なところで相談を受ける体制を考えている。
委員	今年4月2日に地域包括支援センターの設置運営についてということで一部改正が行われると思うが、要介護者への居宅介護事業者の紹介を公平・中立に行っているかについてチェックすることもこの運営協議会に課せられているので、先ほどの法人委託に関しても、事業報告の中でこの部分を入れても

	らえば、ちゃんとオープンにしている法人と言えると思うので、よろしくお 願いしたい
--	---

福岡市地域包括支援センター 運営協議会 委員名簿

平成25年10月25日現在

氏 名	所 属 等	役 職 等
今泉 栄一	(社)福岡市歯科医師会	理事
◎岩城 和代	岩城法律事務所	弁護士
内田 秀俊	(社)認知症の人と家族の会福岡県支部	世話人代表
江田 柳子	(社)福岡県看護協会	常任理事
笠松 範子	第2号被保険者	代表
上別府 保慶	(株)西日本新聞社	都市圏総局長
○鬼崎 信好	久留米大学文学部社会福祉学科	教授
木原 太郎	(社)福岡市薬剤師会	副会長
佐藤 芙美子	第1号被保険者	代表
柴口 里則	(社)福岡県介護支援専門員協会	会長
田中 三津子	(社)福岡市医師会	理事
黨 寛雄	福岡市民生委員児童委員協議会	副会長
長野 圭介	(社)福岡県社会福祉士会	高齢者虐待対応 委員会委員
福本 研一	(社福)福岡市社会福祉協議会	事務局長
藤本 昌代	(社)福岡市老人クラブ連合会	理事
山根 哲男	福岡市介護保険事業者協議会	会長

◎会長, ○副会長

(敬称略, 五十音順)